

薩摩藩の封建支配と真宗禁制政策

— 疑心暗鬼の社会の醸成 —

星 野 元 貞

(鹿児島県立短期大学)

はじめに

衆知の如く、薩摩藩は他の諸藩にくらべてとくに強固な封建支配が行われた。近世封建社会を通して目立った一揆が一件も発生していないことも、その事実の一端を物語っているといえよう。その要因を極言すれば、封建支配の根幹たる民衆の分割統治に成功したこと、換言すれば外城制度・門割制度・真宗禁制政策等の薩摩藩独自の制度と政策をもって、疑心暗鬼の社会を醸成して、民衆の連帯を徹底的に阻止した点にあったと考えられる。

小論ではとくに日本仏教史上他に類をみない近世封建社会を一貫した薩摩藩の真宗禁制政策が、封建体制の維持に如何に機能したか、薩州内場仏飯講の動向を検証しつつ考察してみたい。それにさきだって、薩摩藩の真宗禁制政策を概観しておこう。

一

薩摩地方に真宗が伝播したのは室町時代中期の蓮如・実如の頃であった。ところが真宗が流布するとまもなく為政者の間に一向一揆を畏怖して真宗排斥の気運が生じた。島津家中興の祖といわれる島津忠良（明応元・一四九二～永禄十一・一五六八。号日新）は「魔のしょいか天眼おがみ法華しう一向しうにすぎのこさしき」と詠じ、キリスト教・日蓮宗・真宗に対して嫌悪感をあらわにしている。そしてこの歌を『日新菩薩記』^①（慶長二年・一五九七編纂）に紹介した曹洞宗日新寺八世泰円は「諸所に一向宗起つて、父母を軽んじ、仏神に疎する者、人間の作法にあらず、是等の徒党成敗に根を断ち葉を枯さる事、惡逆無道は天魔の所行、天下国家を乱す、此の魔賊を誅滅する政道は、身を忠孝に碎き、心を寺社に繋ぎて、子孫長久の隱徳を積む人道ぞ云々」との論評を加え、一向一揆という事態を想起して真宗を排撃しているのである。

事実、島津領内においても一向一揆の萌芽があった。永禄五年（一五六二）、日向佐土原の伊東義祐と日向真幸院（宮崎県えびの市）の北原民部少輔の争いで、北原民部少輔は領民を強制的に真宗に改宗せしめて、その結束力を利用して伊東義祐に対抗しようとしているのである。^②このような在地における真宗の展開は三州統一を急務とする島津氏にとって充分に危機を感じるものであったと考えられる。その後、島津義久の老中上井覚兼の日記、天正十三年（一五八五）九月十五日条には「次に当所なと皆々一向宗と聞得候。然者此前より之事に候条、無届ニ御成敗はいかにかに候、先々彼宗旨を替可申之由、稠被仰、其後も一向宗に候いずる者ハ、是非以生害させ申候て可然之由被ニ仰出候也」とあり、真宗信者を摘発し成敗するにあたって、まず宗旨替を命じて、その後もなお真宗に固執する者は生害せしめるという厳しい方針がうちだされており、上層家臣団の中で真宗の禁圧が話題にのぼってきたのである。このよ

うにして真宗排斥の気運はいよいよ高まり、遂に慶長二年（一五九七）、島津義弘は再度の朝鮮出兵に際して二十二ヶ条を置文して、その最後の条で「一向宗之事、先祖以来御禁止之儀ニ候之条、彼宗躰になり候者は曲事たるへき事」として真宗禁止令を發布した。ここに真宗は正式に禁止されたのであった。その後、しばしば禁止令は發布され、また宗門取締りの制度も確立整備され真宗禁止政策は明治九年に至るまで一貫したのであった。

ところで真宗信者の処分の実態が具体的に明らかなのは、寛永十一年（一六三四）、日向山之口（宮崎県北諸県郡）の郷士四人が一向宗の科によってそれぞれ持高没収のうえ、移百姓（所替）の処分を受けたのを初見とする。^④その後、明暦元年（一六五五）、宗門取締りのために宗門座が創設されて本格的に信者の摘発が行われ、明暦・万治・寛文初年にかけて、主に郷士層の信者が持高没収・名跡剝奪・移百姓の処分を受けている。「一向宗統領」といわれ薩摩の初期真宗の展開に重要な役割を果たした宮原真宅が磔殺され、^⑤はじめての殉教者がみられるのもこの頃である。ところで、この時期は「明暦・寛文のころまで外城の分合・新設を完了して家臣団の所替（所||外城から別の所に移住させる）を断行して在地的・同族的綬帯を断ちきり近世的家臣団を編成した」といわれる時である。この頃とくに士族の真宗信者が摘発されて持高没収・名跡剝奪・移百姓の処分が行われているのは薩摩藩の兵農分離政策と無関係ではなかったとおもわれる。^⑥その後、江戸時代中期にもしばしば禁教令が發布され、取締りの制度も整備されているが、信者の摘発と弾圧は後期のそれと比べてはるかに軽いものであった。^⑦

ところが幕末期の天保六年（一八三五）に至ると門徒の取締りが大規模に行われて本尊二千幅・門徒十四万人が摘発されて弾圧も苛酷を極めた。^⑧門徒はその情況を「南国諸講々、去末年御法難蜂起仕、国中不_レ漏根葉を枯、敵重の糺明、誠に以前代未聞の振に座候。先男子は宗門座（中略）の庭に木馬を飭り、割木の上に座しめ、膝上に五六拾斤の石を乗、或は隠門に大縄を挟ませ、双方前後より挽倒し、棒搦いたし、呵責に逢ひ候得共、元来堅固の族は不惜身命

に覚悟仕云々^⑩等々と本願寺に報告している。

そしてこのような弾圧の直接の原因を、本願寺使僧妙光寺等は「此節は先例有^レ之候法難とは違候由、元来東目畑草講并浦生の白和に去春歟法難の砌、御改革上納帳被^ニ奪取^一、猶又於^ニ諸所^一御印書類彼方より吟味仕候より事起り、莫大に国財他国へ漏候に付、自然と国中及^ニ困窮^一と申吟味根跡に相成候由、誠に以^ニ苦々^一數存申候事」と本願寺に報告している。また門徒も「仕置当職家老津所庄左衛門（調所笑左衛門）、国財のけんせん事を嫌、中村新助と申候役人を同行となし、長々京地に置、御献上の金子高弁に人名一・一にしらべ、夫より吟味に相成先年の大変に及候間云々^⑪」といい、天保六年の大弾圧の原因が本願寺の財政改革と薩摩藩の調所広郷による財政改革とが相俟ったことを指摘している。幕末期に門徒を弾圧したのは、門徒が本願寺に上納する金品を阻止しようとする経済的理由もあつたといえるであろう。また門徒の信仰組織である講は数ヶ村にわたり連絡を有するものであり、それは薩摩藩の支配組織である外城制度をおびやかすものであつた。それに加えて講の中心人物である講頭は下級士族が多く、そのような講の組織は兵・農が連帯する可能性が内在しており、兵農分離が不完全であつた薩摩藩の村落構造にあつては憂慮すべきものであり、とくに支配体制が弛緩してきた幕末期には一層の危機を感じて弾圧したものとおもわれる。また思想的には排仏論の興隆も念頭におかなければならないであろう。

このようにして薩摩藩の真宗禁制政策は、一向一揆の勃発を危惧して禁止され、また兵農分離政策の一翼を担つていたのであつた。そして幕末期には経済的理由や、講の組織が支配組織をおびやかすものとして弾圧したのである。つまりところ真宗禁制政策は門徒の連帯を畏怖して近世封建社会を一貫して断行されたものといえよう。事実、薩摩門徒は禁制下にもかかわらず講を結成して本願寺と連絡を密にし信仰を保持しつづけようとしたのである。それは瞥見するとき門徒が強固な連帯を遂げた形態ともみることが出来よう。

しかしながらそのような為政者の危惧とは別に真宗禁制政策は封建支配にきわめて有効に機能したのであった。すなわち真宗信仰が非合法であったが故に信者の中で種々の問題をめぐり互いに猜疑心が生じてくる。

初期においては、慶長十一年（一六〇六）、島津氏の重臣大口外城主新納武藏守の家臣五十人は三カ条の起請文を提出しているが、その初条に「今度一向宗就御糾明、互心底不存候。我々事は彼宗に不罷成候。勿論向後別心有間敷事」とある。ここに「互心底不存候」とみられるが如く、士族の間に真宗信仰の有無をめぐって互いに猜疑心が生じていることを知ることが出来る。真宗信仰有無の糾明は家臣団の分離に有用であったといえよう。

そして前述の如く幕末期に至り弾圧が厳しくなると門徒は互いに懐疑的になってくる。とくに文政年間（一八一八〜）以降、本願寺使僧が法義引立と本願寺財政改革のための募財を目的として入薩すると、上納金や手次権をめぐり、本願寺使僧・手次寺・講員の間内訌が惹起し連帯は阻害されたのであった。ここで比較的史料が残存している薩州内場仏飯講の動向を検討してみよう。

薩州内場仏飯講（以下仏飯講と略す）は現在でも本願寺直属の講として活動しており、「本願寺講社台帳」には次のように現況が報告されている。

薩州内場仏飯講一番組

所在地…宮崎県小林市直方新田島

設立認可…文政元年七月十九日

法物…御本尊、本如・広如両上人御影、祖師・蓮師連座御影

講員居住範圍…小林市、同直方、同提、西諸県郡高原町、西麓横折、高原町後川内、北諸県郡高崎町大牟田、同山田町中霧島

講員数…一六〇〇人

沿革…天明元年頃仏飯講の講名を賜り、寛政十年一・二・三番組のひとつとなり現在に至る

常例の行事…毎月二十日永代経上納金集め、三月二十七日彼岸会、七月二十三日色干（虫供養）、十一月三十日報恩講（各寺を巡回参拝する）

薩州内場仏飯講二番組

所在地…宮崎県北諸県郡三股村

設立認可…永正十年十月十八日

法物…御真筆六字名号、親鸞・蓮如連座像、文如・本如様各御影

講員居住範圍…鹿兒島県肝属郡・始良郡・噲啖郡以上の一部、宮崎県北諸県郡・西諸県郡の一部

講員数…五〇〇人

沿革…本講は明和三年頃に始まり、寛政五年五月上旬上京し講名を賜り祖師・蓮師の御影を下付される。尚大幅の名号一幅を下付されたり

常例の行事…正月・報恩講・春秋彼岸会を在家で勤める。法物は三年毎に預る。

薩州内場仏飯講三番組

所在地…噲啖郡財部町南俣

設立認可…天明元年五月二十四日

法物…本如・文如御影、祖師・蓮師連座御影

御消息…安政七年四月三日下付

講員居住範圍…鹿兒島肝屬郡・始良郡・噲啖郡

講員數…一三〇〇人

沿革…明和三年より始まり現在に至る

常例の行事…報恩講、春秋彼岸会

右の如く仏飯講は講員三四〇〇人、その範圍は二県一市五郡にわたり、三組に分れて宗教活動を行っている。

ところで『仏教飯講系図』^⑤はその来歴をおよそ次のように伝えている。すなわち明和三年（一七六六）頃から日向諸県郡勝岡郷蓼池の藤左衛門を中心に信者が結集し、安永二年（一七七三）に仏飯講を結成した。その後、寛政五年（一七九三）には本願寺から親鸞・蓮如連座御影、本如筆六字名号を下付された。そして寛政十年には一・二・三番組に分かれ、各組に二名の惣代がおかれた。文化三年（一八〇六）には一番組惣代高原邑の四元次郎右衛門が上山し御裁断御書を受け、同十二年に本如御影を下付された。天保六年（一八三五）は前述の如く、薩摩藩全土にわたり信者の取締りが断行された時であり、仏飯講もその例外ではなく三人の惣代が次の如き法難にあった。

二番組惣代桑畑熊次郎（藤岡新馬場）―都城会所ニ被引出、無言訳切復シテ死ス

三番組惣代山崎七左衛門（財部末吉深川村柳谷）―宗門改役中村新助殿歳計ニ値ヒ一通リ申伸置、終ニ同七年申三月

相果候、御年六十三才病死

三番組惣代徳峯直右衛門（財部末吉村深川新原）―我家ヲ外シ欠落居候得共、同十二年ノ四月被召捕、都城会所ニ於

テ致切復相果候

なお、この他にも数名の殉教者がいたようであり、本願寺は嘉永三年（一八五〇）三月に

薩州仏飯講同行九人

御板形 法名

右は至て強信の者に候処、一昨夏以来、法難の砌、国法より敵敷拷問有^レ之候得共、白状不^レ致、終に其節致^ニ命終^一候段、奇特の至に付、思召を以被^レ下^レ之候（薩摩国諸記）

と、「御板形法名」を下付している。

このような信者の取締りは弘化元年（一八四四）に至る九年間断続し「仏法も絶々」になったが、ようやく嘉永三年の頃平静をとりもどした。しかし安政四年（一八五七）再び取締りが開始され一番組惣代四元長八・同広木清右衛門の二人が「宗門改役川口市左衛門敵敷歳計ニ付、驚キ無^ニ詮方^一ト格護相極メ、御眞影様身代リト思ヒ、同六年未四月切復シテ死ス、清右衛門事ハ被^レ搦、鹿兒島会所へ被引出三年ノ苦ミ」との法難にあい、また二番組惣代筆成十右衛門・原口嘉市も「御絵伝様御友^{（マ、）}シテ我家ヲハズシ、飢肥領辺逃去リ居候得共、同ク五年九月被^ニ召捕^一、鹿府会所エ被引出、永ノ苦ミ、十右衛門事ハ相果テ、嘉市事罷帰候」との弾圧に遭遇した。またこの時、仏飯講の親鸞・蓮如連座御影、本如筆六字名号等の法物は野尻甘柏山の建札十次郎宅に隠匿したが安政六年に露顕し没収された。このような札明は慶応元年（一八六五）まで継続して行われたという。

かくして、仏飯講は再々の摘発を受け、数名の犠牲者を出し、法物等を没収されながらも本願寺と連絡をとり執拗に組織を維持したのであった。それは真宗信仰を中心とした紐帯の強靱さを示すものとも評価されるであろう。

しかしながら外面強固な連帯を遂げたかのように見られる薩摩の諸講にも種々の内訌があった。仏飯講の場合も本願寺の使僧重誓寺（明勝寺探玄）の言行をめぐり講内に軋轢が生じ、また重誓寺と直純寺（宮崎市柏田）とは仏飯講の手次権をめぐり対立し、仏飯講は分裂し、直純寺は東派への転派を画策するにいたつたのである。その間の事情は複雑であるが慎末を概観すれば次の通りである。

嘉永四年（一八五二）、仏飯講惣久太郎、金助・徳次の三人は上山して本願寺使僧重誓寺の言動を「元来、御烟草講・焼香講・仏飯講等、信明院様御書御染筆被_ニ成下_一、右三講一和仕、御法義相統仕来申候処、重誓寺依怙の取計有_レ之講内機辺損、相互に争、一和不_レ仕、終に法難の基にも可_ニ相成_一と歎ケ敷奉_レ存候間、不_レ得_レ止事奉_ニ申上_一候旨申居候、然処余国とも違、国政嚴密の所に御座候へは、難_ニ捨置_一御用状を以、早々被召登候ては如何御座候哉、此段奉伺^⑥」と言上した。御烟草講・焼香講・仏飯講は互いに緊密な連絡が保たれてきたが重誓寺の「依怙」によって亀裂が生じたのである。重誓寺の依怙が如何なるものであつたか不明であるが、ともかく重誓寺の言行によって三講は不和となり、それが原因となつて法難の恐れがあるので、重誓寺を召還するように歎願したのである。一方、重誓寺は「内場仏飯講・内場烟草講、右両講の所講三つ四つに相分、互に相論止時なく、依て和談の取計致具候様、度々歎願等差出候、右講内は法談抔致者数多有_レ之故、互に嫉妬心狭、夫故の事_ニ候へは、御殿へ向如何様に申立事難_レ計候へは、為_ニ御心得_ニ奉_ニ申上_一候^⑦」といい、三講分裂の原因は講員の「嫉妬心狭」きところにあると本願寺に上申するのであつた。

また仏飯講の手次寺であつた直純寺と使僧重誓寺は手次権と本願寺への上納金をめぐつて対立した。安政三年（一

八五六、重誓寺は直純寺の行状を「日向直純寺江御下文御附早々差送置候得共、乍^(箱脱力)致^ニ承知^ニ、偽御使抔申立、且御皆濟ノ名目ヲ難シ、種々相妨言語同断ノ儀^(道)ニ候。竟壘同寺事従来ノ不行状ニ付、寺内必至ノ困窮ニテ、内場三講江時々無心申越、昨冬モ御堂修覆申立、金卅兩ツ、無心申越、夫ニ相障候故カト被^ニ相考^一候^⑧」と厳しく批判し本願寺に報告するのであった。これに対して直純寺も重誓寺の素行を

一重誓寺殿御巡在御立ノ節、酒焼酎等過分ニ吞、猥ニ丸裸ニ相成、踊り廻り候様ノ振舞、毎々有^レ之候

一同寺儀、山ニ入獅子狩被^レ致、終ニ獅子ヲ打留、巡在先へ持被^レ巡候

一同寺事、七昼夜御講座ノ節、猥ニ酒狂不如法成算引抔被^ニ相催^一候

一御殿様用ト申、伽羅壹斤、但シ壹斤ニ付弍両弍歩位、沈香半斤、但シ壹斤ニ付壹両弍歩位、大黃七斤、但シ壹斤ニ

付壹兩ツ、右ノ品買入、内金五兩焼香講ヨリ為^ニ差出^一、右ハ上納物ニ差引ニ相成候様被^レ申^レ之、右品々当正月九

日伴僧ニ為^レ持被^ニ差登^一候、実ニ御殿ノ御用ニ御座候哉、猶又右金子五兩ハ如何被^ニ成下^一候哉、奉^ニ伺上^一候^⑨

と、内申するのである。両者の争いは憎悪に満ちたものであった。

そして、直純寺と重誓寺の紛擾は仏飯講を二分した。安政三年、仏飯講の荒井直左衛門ら六人は左記の歎願書を本願寺に提出している。

乍^レ恐奉^ニ歎願上^ニ口上^覚⑩

一私共儀、従来内場仏飯講々頭ノ人数ニ被^ニ仰付^一在、日向宮崎直純寺殿取次ニ候処、同寺事先代ト相替リ酒嬉博奕公事等邪行計ニテ、朝夕ノ勤行モ無^レ之、御影様迄入質被^レ致、寺門悉及^ニ廃壞^一候得ハ、立入候門徒無^レ之、誠に浅間敷事ニ候。夫故年々無心申来、御本山ヨリ御使僧御差向ノ節ハ、種々故障申立、講内ノ悪者ヲ相カタラヒ御請不^ニ出来^一様被^レ致、同行一同深相歎申事ニ候。其上御本山ノ御称号ヲ借り、偽附箱を講中へ廻シ、或ハ嘉市・源六・長

八・新兵衛等悪者ヲカタラヒ、御使僧重誓寺へ無実ノ悪名ヲ及ニ言上ニ、入真房殿ヲ種々被レ致ニ迷惑ニ、奉レ對ニ御本山ニ奉ニ恐入ニ事候。当春重誓寺殿ヨリ敵敷御掛合ニ相成、始テ御使僧御差入ニ相成、同行一同難レ有奉ニ存上、御手伝方金五百兩大御請成上置候処、御使僧御引取ノ後へ嘉市・源六・新兵衛・長八申合、以ニ廻文ニ御皆濟方決テ御取持不レ及ニ申上ニ旨触流シ、自身御堂修覆料トシテ金卅兩申付、門徒壹軒ニ付百五十文ツ、出金仕候事ニ候。然ニ直純寺ノ触書、且悪者共種々悪口ニ付、人氣両方へ跨リ、御取持不レ任ニ心底ニ、右ノ躰ニテハ、以後御用ノ御妨ニ相成、且美敷御正意ノ御法義聽聞難ニ出来ニ候得ハ、後生ノ一大事ニ候得ハ、誠以歎敷奉ニ存上候。右ノ訳合ニ付如法ノ同行文申合、当度少々奉ニ献上ニ候事ニ候。然処嘉市・源六・長八・新兵衛杯申者申合、直純寺ト相計、御講様へハ御拜礼モ不ニ出来ニ様仕候得ハ、同意ノ同行文申合、仏飯講ヲ引分、南方仏飯講ト仕、直純寺ノ取次ヲ離レ、御本山へ直上納仕度、且御新借御手伝ノ儀モ五百兩ハ右ノ者共へ任置、私共ハ別ニ百兩丈御講仏様無ニ御座ニテハ、同行中モ相歎可レ申候間、御本尊様四百代、御開山様御影四百代、信明院様御影四百代、当度以ニ思召ニ御差向奉ニ願上ニ候。尤明春ハ御献上ノ節、右三尊様御冥加ハ御定式通急度上納可レ仕候。御時節柄奉ニ恐入ニ仕合ニ候得共、国柄ノ事ニ候得ハ、格別ノ以ニ御慈悲願ノ通被ニ仰付ニ被レ下候ハ、難レ有之奉レ存候。以上

六月廿六日 仏飯講

荒井直左衛門

吉藏

助四郎

鉄袈裟

荒井伝五左衛門

薩摩藩の封建支配と真宗禁制政策

新蔵

島田様御役所

こうして、仏飯講は直純寺を支持する嘉市グループと、直純寺の手次を拒否する荒井直左衛門のグループに分れ、荒井直左衛門の反直純寺派は南方仏飯講を別立し、ついに仏飯講は二分されたのである。そして、隣講の焼香講（義助・重助）、歓喜講（盛右衛門・新助）・御烟草講（新八）らも連名して、本願寺に「仏飯講ヨリ言上ノ次第相異無之、願ノ通出格ノ思召ヲ以、御免被ニ成下ニ候ハ、同講ハ勿論、隣講ノ私共、爾今迷惑ノ筋モ多ク有之候処、美敷御法義相続出来可申候通、御聞濟ノ通奉ニ願上ニ候」と、南方仏飯講の別立を認可するように歎願しており、仏飯講の訂争は隣接の講にも影響を及ぼしたのであった。

ちなみに内場焼香講においても深刻な内訂があった。その経緯は次のようなものであった。

此度ノ始末内場焼香講・内場烟草講・内場仏飯講右三講ハ直純寺先々代ヨリ帰依ノ上、御殿向万事取次代上納ノ内、半丈乎或三乎一乎同寺へ寺納仕来、其外正月・盆・両度彼岸・報恩講杯度、寺納多分ノ事ニ御座候。然処七・八ヶ年前焼香講ヨリ献上上京ノ節、講頭澤右衛門其砌ハ忠助ト申者居候。同寺ニテ凡三百兩計金子逢ニ盗難ニ、其筋不正ニ付、澤右衛門ヲ講内ヨリ追出候。然ニ五十寺計ノ内五寺文澤右衛門ニ組シ、別ニ相成在、然処出役度當時講頭ヲ退テ如シ本自分講頭取立呉様願出候得共、只今迄同人講頭中御取持簿、且出役ヲ相コバミ不津合ノ人故不ニ取上ニ、依レ之以計御講仏并講中ノ宝物悉奪取、講中ヲ横領可レ仕企候故、講内大ニ混雜イタシ、昨年三月頃致ニ上京ニ以書付當時講頭并出役ノ拙寺迄ノ事様々ニ御殿へ申立候得共御取上無之、依レ之東本山へ出入願立候得共、東派ニハ不ニ取合ニ由、昨年惣代上京焼香講儀助ヨリ承り候。

嘉永二・三年の頃、焼香講講頭澤右衛門が上納金三百余両を直純寺で盗難にあい、その嫌疑が直純寺と澤右衛門に

かかり、澤右衛門は講を追放されたのである。その時、宮崎近在の本願寺末寺約五十寺のうち五ヶ寺が澤右衛門に組し対立した。澤右衛門は再び講頭に復帰すべく画策したが拒絶された。そこで澤右衛門が講の法宝物を奪い取り、講の横領を謀計したので講中は混乱した。さらに澤右衛門は安政三年（一八五〇）三月頃、上山して当時の出役寺や講頭の悪口を陳述したが無視された。この期に及び真純寺と澤右衛門は東派への転派を企てたが、東本願寺はこれを受けつけなかったというのである。そしてこの内訌で犠牲者がでた。

昨春澤右衛門江被_レ奪取_一候御宝物為_レ願、喜左衛門始十壹人金子彼是三百兩相調上京仕候処、筑前松崎ニテ兩人被_レ捕、壹人ハ切復、其内壹人ハ直ノ□御本山逃込居候事御座候。全直純寺、澤右衛門申合、嘉左衛門同行ノ内向方ノ者入_レ置、役人共ト馴合、金子ヲ始書類前以取受置、後捕方仕候趣、国境小野番所ノ者共ヨリ内々申来候。猶追々上京講中ヨリ右ノ次第申出候^②。

法宝物の再下付を受けるために上山を企てた焼香講の講員二人が筑前松崎において捕縛され、一人が切復したのであった。そしてこの事件の背後には直純寺と澤右衛門の謀計があったというのである。ことここにいたってはまさに闘争堅固の社会であったといふべきであろう。

おわりに

かくして、薩摩の門徒は厳しい弾圧のもとに多くの犠牲者をだしながらも講を結成して、本願寺と連絡を密にして信仰を保持しつづけたのであった。それは政治権力に対するひとつの抵抗ともいえよう。そして薩摩藩の真宗禁制政策は徒勞の政策であったともみられるであろう。

しかしながら、上述の如く講の内実をみると、講頭の職をめぐり争い、あるいは本願寺使僧と隣国末寺とは手次

権をめぐり陰險な抗争がくりかえされたのであった。換言すれば、彼らは目前の利害を追い闘争し、このような陰湿な社会を生み出す原因となった真宗禁制政策に批判の目を向けることはなかったのである。こうして一見徒勞の政策であったとおもわれる真宗禁制政策は、その効果が為政者の意識にあったかどうかはべつとして結果的に門徒の連帯を阻止していたのであった。

それは外城制度・門割制度にも同様なことが指摘出来よう。

外城制度は、諸藩にくらべて異常に多い土族人口を擁した（たとえば明治初年、薩摩の土族は全人口の二六・三八%をしめている。これに対して全国的には土族は五・七%である）^⑤薩摩藩が土族を鹿児島城下に集中して居住させることなく各郷（外城）に配置し、給地を自作させ、各外城主の下に掌握した屯田制的行政組織である。外城の数は時代により若干異なるが延享元年（一七四四）には百十三の外城があった。^⑥そして各外城には地頭館（仮屋）があり、これを中心として麓とよばれる郷士の居住地があった。また下級土族は在（村）に百姓と共に生活し村方郷士とよばれた。このようにして薩摩藩の村落構造は土族と百姓・町人・漁民が各郷で生活の場を共にするといった特異なものであった。このような村の形態は瞥見すれば下級土族と百姓が揆を一にした抵抗が惹起する恐れがあるとも考えられよう。しかしそのような連帯は身分の差別意識から遂げられることはなく、逆に郷士と百姓とは牽制しあい封建体制を補完したものと考えられよう。

門割制度は一村を数方限（組又は部落にあたる）に分け、方限をまたいくつかの門という百姓のグループに分け、百姓の作職地を門単位で班給し、門の連帯責任によって貢組するという土地制度である。一門は普通四、五家部（戸）で構成され、作高は二〇石から四〇石であった。門地は各門の用夫（十五才〜六十才の壮丁）と家族数に応じて配分し、また原則として検地の際に交換されることになっていた。そして門割すなわち各門の名子に作職地の配分を行う

のは門の代表者である名頭であった^①。それは一見、門の自主性を認めた制度ともおもわれる。しかし、ここに作職地の配分権をもつ名頭と名子の間に不信感が生じるのである。そこで、たとえば享保（一七一六）の内検中には

依^レ所名頭計門高請取、名子之者江は一向作職地不相渡所茂有^レ之、此節之儀は用夫廻リニ作高銘々被^ニ仰付^ニ候、名頭之儀者依^レ所手隙を費之儀有^レ之候付、名子々は用夫耆人前之当高五部一程度相重配分高被^ニ仰付^ニ候、名頭重作職望無^レ之所は平等ニ高割を以相渡候、用夫迦幼少老人ニ茂名頭筋ニ而候は諸名頭並可^ニ申付^ニ候^②

と達している。――従来は名頭ばかり門高を受けとり、名子に作職地を渡さないところもあるので、用夫の人数に応じて作職地を配分すること、名頭は場所によっては手隙がかかるので名子一人分の配当高の五分の一を多く受けとることを認める――として、名頭の門高の独占を禁止するとともに、その職種（役得）を再確認しているのである。このような布達がなされたのは名頭と名子の間に軋轢があつたがためであらう。

また耕作地の配分にあつては土地の品質をめぐつて名子相互間にも不満が生じたであらうことは相像に難くない。むしろ耕作地の配分が上意下達であれば名子も納得せざるおえない。あるいはそれが不満であれば不満は上意に向けられるのである。しかし、直接、耕作地の配分に当るのが、同じ耕作者仲間である名頭であつたが故に、不満は上意に向けられることなく、門内部の問題にすりかえられて不信感に満ちた共同体が成立したのであつた。

こうして、薩摩藩独自の制度である真宗禁制・外城制度・門割制度は民衆に猜疑心をうえつけ、疑心暗鬼の社会を醸成し、近世薩摩藩の封建支配体制をより強固なものとし、その維持に有効に機能したのであつた。

註

- ① 『日新菩薩記』（『島津氏史料集』第二期戦国史料叢書6）
- ② 『島津国史』、『一向宗御禁制由来』（鹿児島県史料集IV）
- ③ 『島津家文書』（『大日本古文書』家わけ第十六）
- ④ 日州山之口地頭所旧記^三之下（小野寺鉄之助『近世御仕置集成』）

- ⑤ 『一向宗御禁制由来』
- ⑥ 『薩摩例規雑集』（宮崎円蓮「カヤカベ教の系譜」、『カヤカベーかくれ念仏』所収）
- ⑦ 原口虎雄『鹿兒島県の歴史』
- ⑧ 初期真宗禁制政策については、拙稿「薩摩藩の初期真宗禁制政策」（『仏教の歴史と文化』所収）で詳述したが、ここでは文脈上再び略述した。
- ⑨ 福岡光超「禁教下の薩摩門徒」（『カヤカベーかくれ念仏』）
- ⑩、⑪、⑫、⑬ 『薩摩国語記』（『日本庶民生活史料集成』第十八巻）
- ⑭ 『一向宗御禁制由来』
- ⑮ 『近世御仕置集成』。なお仏飯講の組織については千葉乗隆「真宗の道場と道場主」とくに薩摩地方の講道場について」（『龍谷大学論集』第三九一号）において論究されている。
- ⑯ 『薩摩国語記』
- ⑰ 『安政三丙辰年窺書控』（『日本庶民生活史料集成』第十八巻）
- ⑱、⑲、⑳、㉑ 日向大隅内場焼香講も現在本願寺直属の講として活動している大講であり、本願寺の「鹿兒島地区講社台帳」には、講員居住範囲宮崎県（日向市・小林市・飯野町・加久藤町）、鹿兒島県（大隅町・栗野町・加治木町・始良町）、講員数五五〇〇人とある。
- ㉒ 『安政三丙辰年窺書控』
- ㉓ 原口虎雄『鹿兒島県の歴史』
- ㉔ 『薩藩政要録』
- ㉕ 原口虎雄『鹿兒島県の歴史』
- ㉖ 『享保支配全書』